

●議事日程第1日 2月23日（火曜日）

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告及び提出議案
- 第4 議案第1号 平成27年度飯塚地区消防組合補正予算（第3号）
- 第5 平成28年度施政方針
- 第6 議案第2号 平成28年度飯塚地区消防組合予算
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第7 議案第3号 飯塚地区消防組合行政不服審査会条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第8 議案第4号 飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第9 議案第5号 飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第10 議案第6号 飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償
等に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第11 議案第7号 飯塚地区消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第12 議案第8号 飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第13 議案第9号 土地の取得（飯塚消防署用地）
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第14 議案第10号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること
（報告、質疑）
- 第15 一般質問
- 第16 署名議員の指名
- 第17 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 0 5 分 開会

○議長（鯉川 信二）

△開会

みなさんこんにちは。出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成 2 8 年第 1 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、2 月 2 3 日、一日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、2 月 2 3 日、一日と決定いたしました。

行政報告及び提出議案の説明に入ります。

組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。齊藤組合長。

◎組合長（齊藤 守史）

本日、平成 2 8 年第 1 回消防組合議会定例会を招集するに当り、昨年 1 2 月の定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、管内における平成 2 7 年中の火災、救急等の発生状況について報告いたします。

火災件数は、8 9 件でこのうち建物火災 4 8 件、同焼損面積 2, 4 0 5 平方メートル、建物火災の損害額は 1 億 3, 9 4 1 万 4 千円となっており、死傷者については死者 2 人、負傷者 5 人となっております。

これを前年と比較しますと、建物火災件数 1 0 件の増、同焼損面積 1, 0 4 9 平方メートルの増、火災損害額 7, 7 8 6 万 7 千円の減、死者 2 人及び負傷者 4 人の減となっております。

次に、救急出動件数は 9, 3 7 2 件、救急搬送人員は 8, 7 6 2 人となっております。

これを前年と比較しますと、救急出動件数 3 5 3 件の増、救急搬送人員 2 6 0 人の増となっております。

次に、救助出動件数は 9 4 件で前年と比較し 3 件の減となっております。

以上が管内における平成 2 7 年中の火災、救急等の発生状況であります。今後とも火災の予防、警防並びに諸災害の防除に全力を傾注してまいり所存であります。

次に、事務事業の進捗状況につきましては、全国一斉の「文化財防火デー」行事の一環として、管内の文化財等での総合訓練並びに 1 1 箇所の文化財防火査察を実施し、貴重な国民的財産等の防火点検並びに防火意識の高揚に努めました。

また、火災予防広報につきましては、組管内の小学校六年生を対象にした防火ポスターコンクールを実施し、飯塚美術協会のご協力を得て、管内の 3 2 校から応募された 1, 4 2 7 作品のうちから、6 4 点の入選作品を決定いたしました。

なお、最優秀作品 1 点については、飯塚地区消防組合のオリジナル防火ポスターとして作成

し、管内事業所等に配布するほか、入選作品については、3月1日から3月6日までイオン穂波ショッピングセンターにおいて、防火ポスター展を開催する予定であります。

以上が昨年12月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

次に、これより本消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案は、10件であります。

はじめに、議案第1号は、平成27年度補正予算（第3号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,306万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,190万5千円と定めております。

次に、議案第2号は、平成28年度予算でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億5,196万1千円と定めております。

次に、議案第3号は、飯塚地区消防組合行政不服審査会条例であります。行政不服審査法の施行に伴い、飯塚地区消防組合長の附属機関として審査会の設置が必要となることから制定するものであります。

次に、議案第4号は、飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例であります。行政手続法の一部改正に伴い、同関係規定を整備するものであります。

次に、議案第5号は、飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

次に、議案第6号は、飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整理するものであります。

次に、議案第7号は、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定等が行われたので、これを参考にして本消防組合職員の給与を改定するため及び地方公務員法の一部改正に伴い、等級別基準職務表を新たに規定するものであります。

次に、議案第8号は、飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例であります。火災予防条例（例）が一部改正されたので、これに準じて関係規定を整理するものであります。

次に、議案第9号は、飯塚消防署用地を取得するため、提案するものでございます。

次に、議案第10号は、監査委員の選任につき議会の同意を求めることであります。

識見を有する監査委員の任期が3月22日に満了することによるものでございます。

議案の内容は、上程の都度、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますようお願いを申し上げまして行政報告及び提出議案の説明を終わります。

○議長（鯉川 信二）

議案第1号「平成27年度飯塚地区消防組合補正予算（第3号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長（長野 文彦）

議案第1号「平成27年度飯塚地区消防組合補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げ

げます。

お手元の平成27年度飯塚地区消防組合補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ、1,306万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、28億2,190万5千円とするものでございます。

歳入歳出予算の、補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページに記載の「第1表、歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

2.歳入、4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、3(目)財政調整基金繰入金、1,306万8千円の追加は、歳出予算を補正するための財源として計上いたしましたものでございます。

続きまして、3.歳出について、ご説明いたします。

3(款)、1(項)消防費、1(目)常備消防費、1,306万8千円の追加は、職員の給与を改定するため、計上いたしましたものでございます。

内容につきましては、2(節)給料、292万6千円3(節)職員手当等、833万6千円、4(節)共済費、180万6千円の追加でございます。

それぞれの内訳につきましては、右説明欄記載のとおりでございます。

5ページ以下の給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第1号「平成27年度飯塚地区消防組合補正予算（第3号）」の説明を終ります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議案第1号「平成27年度飯塚地区消防組合補正予算（第3号）」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯉川 信二）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

次に、平成28年度施政方針の説明を求めます。齊藤組合長。

◎組合長（齊藤 守史）

平成28年度予算案を提出するにあたり、施策に対する基本方針と予算の概要について申し述べ、議員各位のご協力とご理解を得たいと存じます。

我が国の経済状況は、緩やかな回復基調が続いているものの、職種ごとの改善テンポにばらつきもみられ、今後とも地方財政を取り巻く環境は厳しさが続く予想されます。

消防組合の財政状況は、平成28年度から歳入面で地方交付税の合併特例算定による加算額の減少が開始されること及び平成27年国勢調査において管内人口数の減少が予想されることを受け、消防組合負担金が大きく減額することが予想されます。

構成市町の負担金で運営する消防組合としましても、今後の厳しい地方財政環境に弾力的に対応する必要があると考えます。

しかしながら、消防の第一の使命である住民の生命、身体及び財産を守り「安全・安心な地域社会」を目指す努力は変わるものではないと考えます。

従いまして、平成28年度の予算編成にあたっては、「飯塚地区消防組合基本計画」の目的である「限られた予算で効率のよい財政運営体制の確立」を念頭に、事務事業の全般にわたって住民の立場に立ってその必要性、緊急性を再度精査し厳しく取捨選択を行いました。

このような方針に基づき編成いたしました平成28年度予算の総額は、29億5,196万1千円で平成27年度当初予算と比較しますと3億8,058万3千円の増となっております。

まず、歳入の主なものは、各市町から分賦していただきます分担金及び負担金24億9,890万3千円、構成比84.65%であります。

次に、歳出の主なものは、人件費19億1,876万1千円、構成比65.00%、物件費1億5,777万2千円、構成比5.34%及び投資的経費7億2,303万円、構成比24.49%等であります。その他財政の弾力的運用が図られるよう調整的なものとして300万円を予備費に計上いたしました。

次に、主な施策の概要について申し述べます。

第1に、飯塚地区消防組合基本計画、組織再編実施計画及び財政健全化実施計画に基づき、本年度から庁舎建築工事に着手いたしますが、着実に計画を進めて参りたいと考えております。

第2に、消防防災体制の強化についてであります。

近年の災害は複雑、多様化し地球環境の変動に伴い大型台風、局地的竜巻、集中豪雨等予想困難な災害が発生し、甚大な被害をもたらすことが危惧されております。

このような災害に迅速、的確に対処するため、署内の訓練はもとより、緊急消防援助隊の九州ブロック訓練及び福岡県総合防災訓練等への参加を通じて消防機関相互の広域応援体制の連携を図るとともに、地域の消防防災組織の中核である消防団との協力体制の一層の強化に努めて参ります。

第3に、救急業務の高度化についてであります。

救急業務での救命効果の向上を図るため、年次計画に基づき救急救命東京研修所及び九州研修所の救急救命士養成課程にそれぞれ1名並びに救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保等の処置拡大に伴い福岡県消防学校の救急救命士処置拡大講習に5名、救急科に4名を入校させるとともに、救急救命士14名の病院内研修を実施し、救急隊員の資質の向上を図るほか、医療機関等との密接な連携に努め、救急業務の高度化に積極的に取り組んで参ります。

第4に、住宅防火対策の推進についてであります。

全国的に住宅火災の犠牲者は、毎年1,000人を超える高い値で推移しており、このうち約7割が65歳以上の高齢者であることから、今後さらなる高齢化の進展に伴い、住宅火災における高齢者の死者数の増加が懸念されております。

このことから、住宅火災による犠牲者の減少に向け、高齢者世帯を中心とした住宅の防火査察及び自治会等での防火講話を通じて、住宅防火意識の普及啓発に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置推進及び高齢者等の災害弱者に配慮した住宅防火対策を、各市町の担当部局及び関係機関と密接に連携を取りながら進めて参ります。

以上、施策の概要と所信の一端を述べ審議の参考に供し、重ねて議員の皆様のご協力をお願いする次第であります。

○議長（鯉川 信二）

議案第2号「平成28年度飯塚地区消防組合予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長（長野 文彦）

議案第2号「平成28年度飯塚地区消防組合予算」について、ご説明申し上げます。

お手元の、平成28年度飯塚地区消防組合予算書の1ページをお開き願います。

まず、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ、29億5,196万1千円で、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。次に、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費のとおりでございます。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、及び償還方法は、第3表、地方債のとおりでございます。

次に、地方自治法第235条の3、第2項の規定による、一時借入金の、借入れの最高額は、1億3千万円といたしております。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

それでは、2.歳入からその主なものについて、ご説明いたします。

まず、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、24億9,560万円は、平成27年度の地方交付税消費税を基礎に算出した額を計上いたしております。

前年度比、3,030万1千円の減と、なっておりますが、この減の主な理由は、本年度から合併特例算定の減額が開始され、本年度は10パーセントの減額となることによるものでございます。

各市町の負担金額は、説明欄記載のとおりでございます。

次に、2(目)防災行政情報通信ネットワーク再整備事業、構成市町負担金、330万3千円は、平成28年度から平成30年度までの間、福岡県が行う、防災行政情報通信、ネットワーク再整備事業の、各構成市町からの平成28年度分負担金でございます。

なお、各市町の負担金額は、説明欄記載のとおりでございます。

次に、2(款)使用料及び手数料、1(項)使用料、1(目)総務使用料、及び2(項)手数料、1(目)消防手数料につきましては、前年度と同額を計上いたしております。

3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、1(目)財産貸付収入、200万4千円は、各消防署に設置いたしております、飲料水等の自動販売機の土地建物貸付収入でございます。

2(目)利子及び配当金、47万6千円は、次のページまでの説明欄に記載の、各種基金の運用利子を計上いたしております。

次に、2(項)1(目)物品売払収入は、不用品の売払いが未定でございますので、存置科目として計上いたしております。

次に、4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、1(目)消防施設整備基金繰入金、1億5,357万7千円につきましては、消防救急無線、デジタル化整備事業債の償還金、及び消防車両購入費に充当するため、基金から繰入れるものでございます。

次に、5(款)1(項)1(目)繰越金、150万円は、前年度繰越金でございますが、前年度予算のうち予備費の2分の1の額を計上いたしております。

6(款)諸収入、1(項)1(目)組合預金利子は、歳計現金預金利子を、存置科目として計上いたしております。

次のページをお開き願います。

次に、6(款)諸収入、2(項)雑入、1(目)助成金交付金、51万6千円は、消防救急無線、デジタル化整備事業助成金として、福岡県市町村振興協会から助成されるものでございます。

次に、2(目)雑入は、前年度実績を基に、定例的な収入見込額、31万6千円を計上いたしております。

7(款)1(項)組合債、1(目)消防債、2億9,370万円は、説明欄記載の庄内元吉出張所建設事業として、起債を行うものでございます。

以上が、歳入の主なものでございます。

9ページをご覧ください。

3.歳出についてご説明いたします。

1(款)1(項)1(目)議会費は、前年度比、11万5千円減の12万7千円を計上いたしております。この減の理由は、消防組合議会議員の定数を20名から13名へ7名減じたことによる議員報酬の減と、実績に基づき、費用弁償を減じたことによるものでございます。

次に、2(款)総務費、1(項)総務監理費、1(目)一般管理費、2,946万7千円のうち1(節)報酬から11(節)需用費までは前年度とほぼ同額を計上いたしております。

次に、12(節)役務費は、前年度比、139万3千円増の465万3千円を計上いたしております。この増の主な理由は、通信運搬費の増によるものでございます。

次に、13(節)委託料は、前年度比、788万7千円増の2,044万9千円を計上いたしております。この増の主な理由は、次のページの説明欄に記載の、財務会計システム構築委託料を、新たに計上したことによるものでございます。

次に、14(節)使用料及び賃借料は、前年度比、146万4千円減の、362万8千円を計

上いたしております。

その減の主な理由は、インターネットのセキュリティ費用を保守委託料に含めたための減でございます。

次に、19(節)負担金補助及び交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

次に、25(節)積立金は、歳入でご説明いたしました、財政調整基金の預金利子を、積み立てるものでございます。

続きまして、2(項)1(目)監査委員費は、前年度と同額の8万2千円を計上いたしております。

次に、3(款)1(項)消防費、1(目)常備消防費、20億7,146万7千円のうち、2(節)給料、3(節)職員手当等、11ページの4(節)共済費、及び7(節)賃金は、再任用職員を含めた職員248名、及び臨時職員2名分の人件費でございます。

前年度比、1,471万1千円減の17億3,315万4千円を計上いたしております。

この減の主なものは、退職者と新規採用者の新陳代謝によるものでございます。

次に、8(節)報償費は、前年度比、16万4千円増の116万2千円を計上いたしております。

次に、9(節)旅費は、前年度比、51万6千円減の397万6千円を計上いたしております。

次に、11(節)需用費は、前年度比、3,387万6千円減の7,165万8千円を計上いたしております。

この減の主な理由は、燃料単価が下がったことによる燃料費の減と昨年度、山田消防署はしご車のオーバーホールを計上していたことによる修繕料の減でございます。

次に、12(節)役務費は、前年度比、144万3千円減の1,771万3千円を計上いたしております。

減の主な理由は、説明欄記載の通信運搬費の減によるものでございます。

12ページをお開き願います。

13(節)委託料は、前年度比、1,296万2千円増の、3,500万6千円を計上いたしております。

この増の主な理由は、説明欄記載の指令装置保守点検委託料で、消防救急デジタル無線設備のメーカー補償期間が終了したことによるものでございます。

次に、14(節)使用料及び賃借料は、前年度比、191万2千円減の85万2千円を計上いたしております。

この減の主な理由は、消防業務支援動画配信システムサーバーの機器借上の廃止によるものでございます。

16(節)原材料費は、前年度と同額を計上いたしております。

次に、18(節)備品購入費は、備品の更新計画に基づき、計上いたしておりますが、前年度比、162万1千円減の751万4千円を計上いたしております。

次のページをご覧ください。

19(節)負担金補助及び交付金は、前年度比、412万8千円減の1億9,854万9千円を計上いたしております。

この減は、再任用職員以外の職員3名の減による、説明欄記載の、退職手当組合負担金の減によるものと、歳入でご説明いたしました、福岡県が行う防災行政情報通信ネットワーク、再整備事業負担金の増との差引でございます。

次に、22(節)補償補てん及び賠償金、50万1千円は、前年度と同額を計上いたしております。

次に、25(節)積立金、3万5千円は、歳入でご説明いたしました、消防賞じゅつ金基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、27(節)公課費、125万5千円は、車検対象車両29台分の自動車重量税を計上いたしております。

次に、2(目)消防施設費、8億615万4千円の主なものは、組織再編にかかる事業費でございます。

12(節)役務費、264万5千円は、説明欄記載の庄内元吉出張所浄化槽設置状況検査委託料、75万7千円、及び飯塚消防署建築確認申請等手数料、188万8千円でございます。

次に、13(節)委託料、2億1,165万4千円は、説明欄記載の、庄内元吉出張所工事監理業務委託料、789万4千円、及び飯塚消防署関連の現況測量委託料、491万5千円、建設工事設計委託料、6,360万4千円、地盤調査委託料、2,109万円、造成工事設計委託料、1,248万1千円を、嘉麻分署関連の建設工事設計委託料、3,693万4千円、地盤調査委託料、651万7千円、造成工事設計委託料、502万2千円及び桂川分署関連の地盤調査委託料、531万2千円、造成工事設計委託料、323万4千円、建設工事遺跡調査委託料、20万円を、次のページをお開きください。岩崎出張所関連の現況測量委託料、107万4千円、建設工事設計委託料、3,020万7千円、地盤調査委託料、651万7千円、造成工事設計委託料、665万3千円をそれぞれ計上いたしております。

次に、15(節)工事請負費、3億9,160万円は、庄内元吉出張所建築工事費でございます。

次に、18(節)備品購入費1億1,526万8千円のうち、説明欄記載の救急救助用器具費267万3千円は、救急救命士処置拡大に伴い、訓練人形を購入するものでございます。

同説明欄記載の車両購入費1億1,259万5千円は、化学消防自動車及び高規格救急車それぞれ1台の購入費でございます。

次に、19(節)負担金補助及び交付金186万3千円は、説明欄記載の事務費負担金で、各庁舎建設工事等に係る構成市町担当者併任職員の経費でございます。

次に、25(節)積立金、8,312万4千円は、説明欄記載の消防庁舎、及び職員公舎建設基金積立金、8,273万8千円、並びに歳入でご説明いたしました消防庁舎、及び職員公舎建設基金、預金利子積立金、14万1千円、及び消防施設整備基金、預金利子積立金、24万5千円を積み立てるものでございます。

次に、4(款)1(項)公債費、1(目)元金及び2(目)利子の合計4,166万4千円は、説明欄記載の消防救急無線、デジタル化整備事業債の組合債償還元金4,023万9千円、及び組合債利子、126万2千円並びに一時借入金利子、16万3千円でございます。

次に、5(款)予備費につきましては、予備的費用として前年度と同額の300万円を計上いたしております。

以上が、歳出予算の概要でございます。

15ページ以下の給与費明細書、及び地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第2号「平成28年度飯塚地区消防組合予算」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第2号「平成28年度飯塚地区消防組合予算」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号「飯塚地区消防組合行政不服審査会条例」を議題といたします。

議案の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長（長野 文彦）

議案第3号「飯塚地区消防組合行政不服審査会条例」について、提案理由と条例の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、飯塚地区消防組合長の附属機関として、審査会の設置が必要となることから、提出するものでございます。

次に、条例の内容につきましてご説明いたします。

まず、第1条は条例の趣旨規定で、第2条は審査会の所掌事務の規定でございます。

次に、第3条は審査会の組織について規定いたしており、第1項で審査会は、組合長が委嘱する委員5人以内をもって組織することとし、第2項において、委員の任期は3年間といたしております。

第3項で、委員の任期満了後、後任者が任命されるまでは、当該委員がその職務を行うこととし、第4項で、組合長は、心身の故障又は非行により委員を罷免することができると規定いたしております。

次のページをお開きください。

第5項において、委員の守秘義務を規定いたしております。

次に、第4条は、審査会の会長及び副会長の選任等について、第5条は、審査会の会議について、第6条は、審査会の庶務について、定めております。

次に、第7条は、補則でございまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が定めることといたしております。

次に、第8条は、罰則規定でございまして。委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することといたしております。

附則におきまして、この条例は、平成28年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第3号「飯塚地区消防組合行政不服審査会条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第3号「飯塚地区消防組合行政不服審査会条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。長野消防長。

○消防長（長野 文彦）

議案第4号「飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例」について、提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の3ページをお開き願います。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、同法第46条の規定に基づき、許認可権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め、処分等の求めの規定を整備するため提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

まず、目次の改正でございまして。目次第4章中、第34条を第34条の2に改め、第4章の次に、第4章の2、処分等の求め、第34条の3を追加するものでございます。

次に、第2条の改正は、常用漢字表の改定に伴う漢字表記の整理を行い、名あて人を漢字表記の名宛人に改めるもので、第4条、第13条、第14条、第15条、第22条、及び第28条の改正につきましても、同様の改正でございまして。

次に、第3条の改正は、第1項中、第4章を第4章の2に改め、同条第5号中、かかわるを漢字表記の関わるに整理するものでございます。

7ページをご覧ください。

第3条第7号の改正は、行政不服審査法の全部改正に伴い、異議申立てを削るものでございます。

次に、第10条第1項の改正は、公聴会の開催の次に公聴会の関係等の規定を加えるものでございます。

次に、同条に新たに4項を加えることとし、第2項として、公聴会開催の告示等の規定を、第3項として、議事録及び協議書の作成を規定いたしております。

次のページをお開きください。

第4項として、公聴会開催の記録等、又は提出された意見書、これらに対する行政庁の意見及び処分の内容を公にすることと定め、第5項として、その他必要な事項は、規則で定めることといたしております。

9ページをご覧ください。

第19条第2項第5号の改正は、又は保佐人を保佐人、保佐監督人、補助人及び補助監督人に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

次に、第33条の改正は、同条第3項第2号中に、電磁的記録の規定を加え、同項を同条第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に第2項として、行政指導に携わる者は、許認可等をする権限、又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときの事項として、当該権限の根拠となる法令の条項、次のページの、その要件、及び適合する理由を定めております。

第34条の2の規定は、行政指導の中止等の求めの手続きを追加するものでございます。第1項で、法令違反の是正を求める行政指導を受けた者は、その行政指導の根拠となる法律、又は条例に規定する要件に適合しないと思う場合に、行政指導をした組合の機関に対して、中止等を求めることができるとする規定でございます。

第2項で、申出書の記載内容を規定いたしております。

次のページをお開きください。

第3項において、この申出を受けた組合の機関は、必要な調査を行い、要件に適合しないと認めるときは、中止等の措置を行うとするものでございます。

次に、第4章の2の追加は、第34条の3として、第1項において、何人も是正のためにされるべき処分、又は行政指導がされていないと思う場合に、処分や行政指導の権限がある組合の機関に対して申出書を提出して、処分や行政指導を求めることができるとする規定を新設するものでございます。

第2項で、申出書の記載内容を規定し、第3項で、この申出を受けた組合の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、是正のための処分や行政指導をし

なければならないとする規定でございます。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第4号「飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第4号「飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号「飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。長野消防長。

○消防長（長野 文彦）

議案第5号「飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の14ページをお開き願います。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

15ページをご覧ください。

第1条中、地方公務員法の参照条項の、第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は、平成28年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第5号「飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第5号「飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号「飯塚地区消防組合議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。長野消防長。

○消防長（長野 文彦）

議案第6号「飯塚地区消防組合議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の16ページをお開き願います。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整理するため提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

17ページをご覧ください。

今回の改正は、他の法令による給付との調整を規定いたしております。附則第5条について改正するものでございます。第1項の表及び第2項の表中、障害厚生年金等の項の調整率0.86を0.88に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は、平成28年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第6号「飯塚地区消防組合議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第6号「飯塚地区消防組合議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。長野消防長。

○消防長（長野 文彦）

議案第7号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお開き願います。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして、本消防組合職員の給与を改定するため及び地方公務員法の一部改正に伴い、等級別基準職務表を、新たに規定するため提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

26ページをお開き願います。

第1条関係の改正について、ご説明いたします。

まず、第28条第4項の改正は、行政不服審査法の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次に、第29条の改正は、第2項第1号で定める再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を100分の75から100分の85に、同項第2号で、再任用職員について100分の35から100分の40にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、附則第7項の改正は、特定職員の勤勉手当の減額率を100分の1.125から100分の1.275に、最低号給に達しない場合の支給率を100分の75から100分の85に、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、27ページから37ページまでの別表第1及び別表第2の改正は、国家公務員の俸給表にならい、消防職給料表及び行政職給料表を改めるものでございます。

次に、第2条関係の改正につきましては、38ページの第2条関係の新旧対照表により、ご説明いたします。

第4条第2項の改正は、基準となるべき標準的な職務の内容を規則で定めておりましたが、地方公務員法の一部改正に伴い、条例で、新たに規定するものでございます。

次に、第29条の改正につきましては、第2項第1号で定める再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を100分の85から100分の80に、同項第2号で、再任用職員について100分の40から100分の37.5に、それぞれ引き下げるものでございます。

次に、附則第7項の改正は、特定職員の勤勉手当の減額率を、100分の1.275から100分の1.2に、また、最低号給に達しない場合の支給率を、100分の85から100分の80に、それぞれ引き下げるものでございます。

39ページの別表第3は、等級別基準職務表を新たに加えるものでございます。

40ページをお開きください。

附則第1項におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしておりますが、ただし書きにおいて、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行することといたしております。

次に、附則第2項におきまして、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成27年4月1日から適用することといたしております。

ただし、改正後の条例第29条第2項及び附則第7項の規定は、平成27年12月1日から適用することといたしております。

次に、附則第3項におきまして、平成27年4月1日から、この条例の施行日の前日までの間における、異動者等の号給の取り扱いを、附則第4項におきまして、この条例の施行日から平成28年3月31日までの間における異動者等の号給の調整を規定いたしております。

次に、附則第5項の規定は、給与の内払いの規定でございます。

次に、附則第6項におきまして、条例の施行に関し、必要な事項は組合長が別に定めることといたしております。

以上で、議案第7号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第7号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第8号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。長野消防長。

○消防長（長野 文彦）

議案第8号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開き願います。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、火災予防条例、例が一部改正されたので、これに準じて関係規定を整理するため、提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

53ページをお開き願います。

今回の改正は、火気設備や器具等と、可燃物との間の保つべき、火災予防上安全な距離を規定いたしております別表第3の改正でございます。

改正の内容は、まず、表中の全体に番号を付しておりました注を、設備や器具ごとに番号を付することとするものでございます。

54ページをお開き願います。

厨房設備の項の改正は、適用する器具の種類を改めるものでございます。

次に、56ページをお開き願います。

電気調理用機器の項の改正は、電気こんろ、電子レンジ及び57ページの電磁誘導過熱式調理器を、電気調理用機器に整理したものでございます。

以上で、議案第8号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第8号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号「土地の取得（飯塚消防署用地）」を議題といたします。議案の説明を求めます。長野消防長。

○消防長（長野 文彦）

議案第9号「土地の取得」についてご説明申し上げます。

議案書の59ページをお開き願います。

本案は、飯塚消防署用地として取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定、及び飯塚地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものでございます。

所在地は、飯塚市菰田字小堤49番1他10筆、地目は、宅地及び雑種地となっております。取得面積は、6,238.34平方メートル、取得価格は、2億384万3,998円で、1平方メートル当りでは、3万2,676円でございます。

契約の相手方は、東京都港区新橋六丁目16番12号、住石マテリアルズ株式会社、代表取締役、長崎駒樹でございます。

次のページに、取得する土地の明細表、用地取得位置図を添付いたしております。

なお、取得価格は不動産鑑定評価を参考に、飯塚地区消防組合財産管理審議会の答申をもとに、決定いたしております。

以上で、議案第9号「土地の取得」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第9号「土地の取得(飯塚消防署用地)」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。議案の説明を求めます。齊藤組合長。

○組合長（齊藤 守史）

ただいま上程されました議案第10号「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、提案理由をご説明いたします。

議案書の61ページをお開きください。

本案は、識見を有する者から選任される監査委員の任期が、平成28年3月22日で満了することに伴い、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、嘉麻市下山田481番地、松岡源太郎氏を選任したいと存じますので、本議会のご同意を賜われますようお願いをいたします。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第10号「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

次に一般質問ですが、一般質問の通告はあっておりませんので一般質問を終結いたします。

次に署名議員を指名いたします。

5番竹本慶吉議員、12番道祖満議員。

以上をもちまして、議事日程の全てを終了いたしましたので、平成28年第1回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時10分 閉会

●出席議員

(出席議員 13名)

1番	鯉川 信二	8番	坂口 政義
2番	宮原 由光	9番	兼本 芳雄
3番	田中 秀哲	10番	秀村 長利
4番	原中 政廣	11番	田中 博文
5番	竹本 慶吉	12番	道祖 満
6番	中嶋 廣東	13番	坂平 末雄
7番	田中 日本明		

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	笹尾 清隆	議会事務局書記	和多 良
〃	徳永 進一郎	〃	沖 俊二
〃	吉田 達郎		

●説明のため出席した者

組合長	齊藤 守史
副組合長	赤間 幸弘
副組合長	井上 利一
消防長	長野 文彦
総務課長	鬼丸 徳寿
予防課長	池永 昌直
警防課長	大谷 繁憲
飯塚消防署長	池田 政治
飯塚署副署長	藤川 啓司
山田消防署長	大塚 正道
桂川消防署長	高山 生爾
総務課企画財政係長	篠崎 太望
総務課会計係長	梶嶋 博徳